

# 鶴岡市学校給食費第3子等無償化のお知らせ

鶴岡市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、第3子以降のお子さまの学校給食費に対する無償化を実施しております。認定には教育委員会へ申請が必要です。

下記の条件をご一読のうえ該当される場合は、入学予定小学校へご提出をお願いします。

●対象者 次の(1)～(3)のすべてを満たしていること。

- (1) 令和4年4月1日において6歳以上(小学1年)から18歳未満(高校3年)までのお子さまを3人以上養育する保護者。
- (2) 養育する18歳未満の子から年長者順に数えて、3人目以降の子どもとその保護者が鶴岡市に住民登録があること。
- (3) 生活保護、就学援助等の他の公的扶助制度を受けていないこと。  
※特別支援教育就学奨励費を受けている場合、学校給食費無償化対象となります。

●お子さまの例 (  で困んだお子さまが対象となり、それぞれ申請が必要です。)

- |                  |         |         |         |
|------------------|---------|---------|---------|
| 例1) 第1子 高校生      | 第2子 中学生 | 第3子 小学生 | 第4子 小学生 |
| 例2) 第1子 大学生      | 第2子 高校生 | 第3子 中学生 | 第4子 中学生 |
| 例3) 第1子 17歳(就労等) | 第2子 中学生 | 第3子 小学生 |         |

※申請をされなかった場合、学校給食費無償化の対象になりません。

※一度認定をされた方は、継続認定のための再提出は必要ありません。



●手続き

- (1) 提出先と提出期限

各小学校が案内をする入学説明会時に入学予定小学校へ提出。

または、令和4年2月25日(金)まで入学予定校に提出。

※2月25日まで申請し認定の場合、年度当初から学校給食費の集金はありません。

※提出期限を過ぎた場合、給食費は学校集金で納付をしていただき、1年分の給食費が確定してから指定口座へ返金をする給付金事業で対応となる場合があります。

- (2) 提出書類 鶴岡市学校給食費第3子等無償化認定申請書

※対象となるお子さまが2人以上いる場合は、それぞれ申請書が必要ですので2枚提出が必要になります。

●認定審査の結果

提出期限までに申請があった方は、令和4年4月中旬に結果を郵送で通知します。

お問い合わせ先

鶴岡市教育委員会 学校教育課 TEL 57-4865

鶴岡市学校給食センター TEL 22-0411